

第6章 情報通信の確保

【予防対策】

基本方針

- 1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備する
- 2 市民等への情報提供体制の整備する

基本方針1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備する

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

□ 対策内容と役割分担

1 関係防災機関との情報連絡体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線等の整備・更新を行う。 ○ 関係防災機関との情報連絡体制を構築する。 ○ 各種情報伝達手段を利用する。 ○ 情報システム等の整備を行なう。

※ 1 多摩市防災行政無線

災害時の通信手段として、主に各拠点間の非常通信手段として活用される「デジタル移動通信システム（デジタル 260Mhz 帯）」を各対策部、健康福祉センター等の市施設、及び小中学校、警察、消防、各ライフライン関係機関（電気、ガス、水道）や救急医療機関等に配備している。

※ 2 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では、警報の伝達が強い揺れの到達に間に合わない。

※ 3 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方公共団体が受信する。地域コードに該当する地方公共団体のみにおいて、情報番号に対応する、予め録音された放送内容の自動放送を行う。

※ 4 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)

総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国 (官邸) と地方公共団体間で緊急情報の通信 (双方向) を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。なお、従来どおり FAX による情報伝達も並行して行う。

※ 5 気象情報表示盤

雨量や風速等について、多摩市に配置された雨量計・風速計等により観測することで常時情報収集を行い、台風やゲリラ豪雨等、大雨から発生する被害を未然に防止するとともに、被害抑止と軽減を図ることを目的として、活用している。

※ 6 地震計ネットワーク

地震被害を軽減するためには、震度分布状況を即時に把握することにより激甚な被害地を特定し、初動対応の迅速化を図る必要がある。このため、都においては、東京消防庁、気象庁及び区市町村等との地震計ネットワークシステムを構築している。

多摩市内では、既に多摩消防署多摩センター出張所に設置された地震計が、上記システムに測定値を供給している。さらに、距離的、地形的な面を考慮し、多摩市役所敷地内に地震計を設置し、上記システムとは別に都へ測定値を供給している。

※ 7 防災対策室及び無線室

災害時における情報の一元収集・管理を図るため、情報集約機能を完備した防災対策室及び無線室を、市庁舎2階に設置している。

大規模発災時には、防災対策室に災害対策本部を設置するため、次のように、多摩市に関わるあらゆる災害情報の集中管理等を目的に整備している。

- ・ 東京都防災情報システム (DIS) により、東京都や関係区市町村との情報共有機能
- ・ 震度表示板による地震及び気象情報表示盤による降雨量・気象情報等の収集
- ・ 防災行政無線を活用した各施設周辺の被害状況の把握
- ・ 防災行政無線による地域住民への避難誘導等
- ・ 防災関係機関との情報連絡

など

※ 8 東京都災害情報システム (DIS)

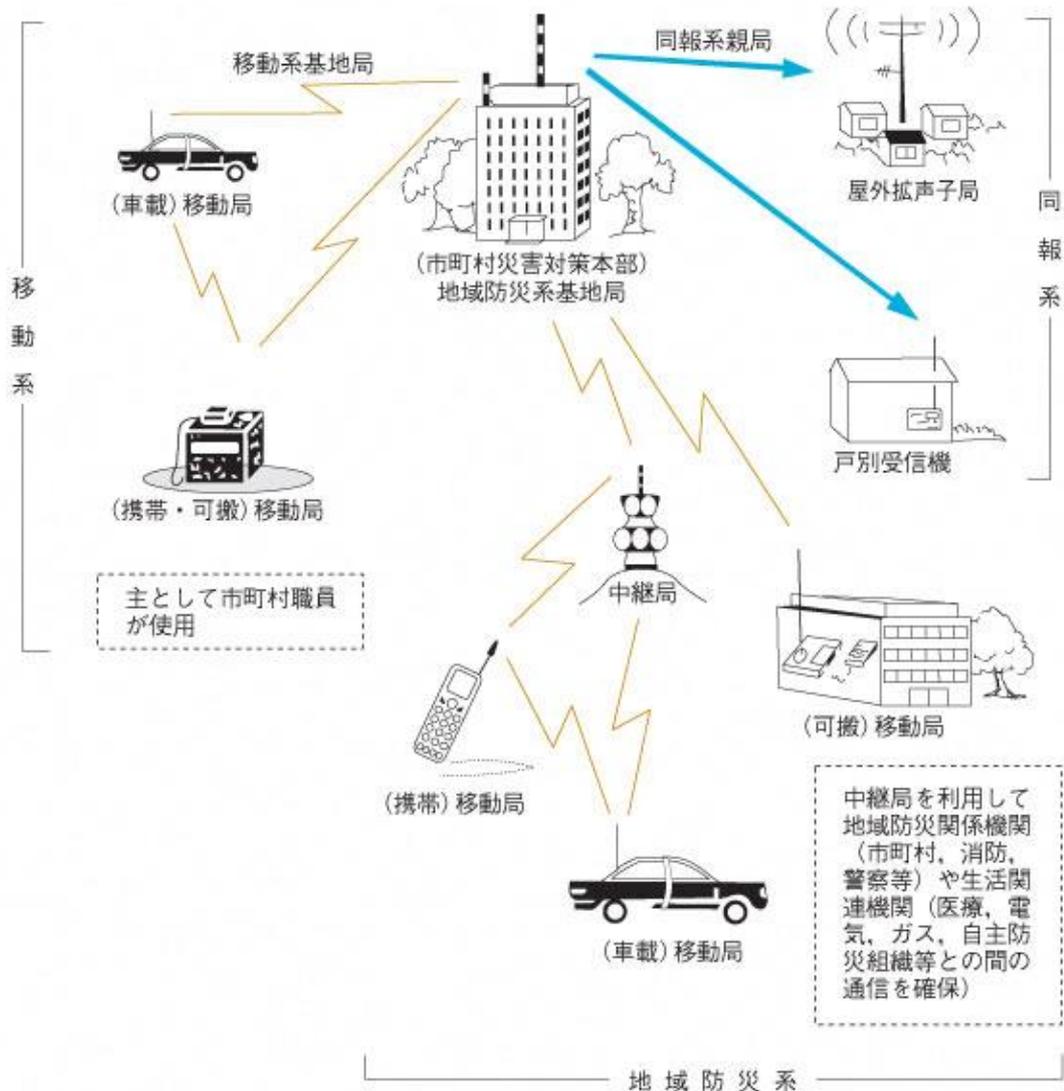
災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。また、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基礎情報を地図情報上にレイヤ標記し、作戦地図機能を活用することで、災害対策の意思決定を支援する。

クラウド技術の活用や区市町村等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。

※ 9 Lアラート（災害情報共有システム）

総務省が全国に普及促進しているもので、ICT を活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを
 実現する情報基盤

図 2-1-8 市町村防災行政無線網概念図



内閣府 HP より引用

□ 詳細な取組内容

1 防災行政無線等の整備・更新を行う。

1 同報系防災行政無線の整備

屋外に設置してある同報系防災行政無線は、災害時に、市民に対し一括して迅速に情報提供する有効な手段である。

今後も、市内の全ての地域において、良好な聞き取り環境が提供できるよう、各設備の維持管理を行なっていく。

(1) 移動系防災行政無線の整備

① 車載局・携帯局の整備

車載型や携帯型の移動局として整備しており、主として災害現場と災害対策本部等をつなぐ通信手段であり、市内の全ての地域において、良好な聞き取り環境が提供できるよう、各設備の維持管理を行なっていく。

② 地域系無線（半固定局）の整備

防災拠点施設及び防災関係機関並びに協定締結企業等に対し、地域系無線等の整備を、積極的に図っていく。

2 情報通信網等の整備・更新を行う。

(1) 衛星携帯電話の配備

情報伝達手段の複線化を目的として、衛星携帯電話の配備を図る。

(2) I P無線の整備

情報伝達手段の複線化を目的として、i p無線の配備を図る。

(3) 新たなる総合事務設備の活用

総合事務システムを導入した機器等は、災害時に活用する。特に、指定避難所等へ持ち出し、防災行政無線（地域系）のバックアップ機能として使用する。

(4) 消防団無線の整備

現在使用している400MHZ帯の使用停止が迫っていることから、代替えの通信手段の調査研究を行うとともに、必要に応じて配備を検討する。

(5) その他の通信手段の整備

既存の通信手段や新たなる通信手段の研究を行い、災害時にける通信手段の複線化を図っていく。また、多摩市の防災行政無線の更新に合わせ配備の検討を行う。

3 関係防災機関との情報連絡体制を構築する。

(1) 防災関係機関との情報連絡体制

多摩市と防災関係機関との間に、地域系防災行政無線を配備しており、今後も情報伝達訓練等と通じ、積極的に活用を図っていく。

(2) 新たなる体制の構築

災害時における情報収集手段として、民間団体等（バス・タクシー・ハイヤーなど道路情報等）と協定締結を図り、情報収集体制の充実強化を図る。

4 緊急地震速報・全国瞬時警報システム（J-ALERT）・Lアラートを利用する。

(1) J-ALERT（全国瞬時警報システム）、緊急速報メール等の整備

市民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、受信設備及び伝達体制等を整備する。また携帯電話メールサービス（緊急速報メール等）、ソーシャルメディア等の活用など多様な情報伝達手段の確保に努める。

(2) Lアラートを使った、情報伝達

Lアラート（災害情報共有システム）等を活用し、避難情報や指定避難所情報など、地域住民に即した情報を伝達する

5 情報システム等の整備を行なう。

(1) 新たなる情報処理手段等の検討

発災後の情報処理は、情報量の不足やマンパワーの不足から、処理できる情報量が限られてくるなど、情報の処理は非常に困難と予測される。（その反面、一度に大量に押し寄せ、処理しきれないことも想定される。）

そこで、情報の集約や整理・処理方法について検討し、情報処理能力の向上を図るとともに、積極的に新しい技術の導入を検討する。

(2) 地図情報システム等の導入の検討

多摩市における災害の履歴や、避難行動要支援者の所在地、避難所・避難場所及び防災倉庫、消防水利等の防災関連情報を地図上で管理する地図情報システムの導入に向けた検討を行なう。

(3) 市職員に対する非常連絡体制の整備

市職員の連絡先（自宅電話・携帯電話番号及びメールアドレス等）を把握し、職員の安否確認・参集の可否等、災害等非常時の緊急情報連絡・動員体制の確保に努めるとともに、円滑な非常時通信を可能にするシステムの整備を図っていく。

基本方針2 市民等への情報提供体制の整備する

1 市民等への情報提供体制の整備

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同報系や移動系の防災行政無線の維持管理を行う ○ 防災情報伝達手段の多重化、複線化を検討する。 ○ 報道機関との連携体制を整備する。 ○ ソーシャルメディア等の新規ツールの活用を検討する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩テレビ 東京電力グループ 東京ガスグループ NTT 東日本 NTT ドコモ NTT コミュニケーションズ K D D I ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立する。 ○ 安否確認手段の確保及び周知を図る。

□ 詳細な取組内容

- 防災行政無線等を整備し、地域住民への情報伝達体制を構築する。
- 防災アプリの導入や、テレビの自動起動機能を活用した情報伝達や安否確認等、あらゆる情報伝達手段を検討する。
- 防災情報メール、緊急速報メール、エリアメールなど様々な情報提供手段を検討するとともに、市民に情報入手方法等を周知する。
- 臨時災害 FM 局の導入の検討を行なう。
- 速やかな報道発表のための、手順等の確認を行う。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含めたソーシャルメディアなど多様な通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。
- 多摩テレビと連携し、発災時における市民への情報提供体制を構築する。
- 多摩市国際交流センターと連携し、発災時における外国人への情報提供体制を推進する。